

建設経済常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	小田原市農業振興計画の策定について	農政課
2	おだわら森林ビジョンの策定について	
3	小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）【概要版】	まちづくり交通課
4	小田原こどもの森公園わんぱくらんどにおける動物事業の今後について	みどり公園課
5	小田原市緑の基本計画の一部改訂について	
6	高田浄水場再整備事業の実施方針について	工務課

令和3年2月24日

小田原市農業振興計画の策定について

1 趣旨

農業振興については、平成15年（2003年）3月に策定した「小田原市農村振興基本計画（おだわら農業・農村ビジョン）」により推進してきたが、担い手不足や高齢化、有害鳥獣による農作物被害の増加など、農業を取り巻く環境は大きく変化している。

移り変わる環境の変化に対応し、本市に備わる農資源と地理的優位性を活かしながら、安心・安全で高品質な農産物の安定供給と、持続的かつ魅力的な農業が展開できるよう、「小田原市農業振興計画」を策定する。

2 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間

3 主な内容（参考資料1-1）

（1）将来像

市民と農業者が支えあい持続可能な農業があるまち小田原

（2）基本方針

- ア 地域農業を支える人材の確保・育成
- イ 次世代に継承する農地の確保
- ウ 農業を脅かす危機への対応
- エ 未来につながる産地づくり
- オ 農の魅力向上

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年（2021年）3月15日 意見公募手続（パブリックコメント）

～4月13日

6月末 小田原市農業振興計画策定

現状

担い手

- ・過去10年間の親元除く新規就農者は67人、約3割が40歳未満
- ・農業経営体数：過去5年間（H22-27）で155件減(▲10.8%)
- ・後継者がいない販売農家の割合：50%
- ・基幹的農業従事者に占める70歳以上の割合52%(県平均46%)
- ・水稻受託組織は1人当の受託面積が増加、新規要望への対応困難

農地

- ・経営耕地面積：過去5年間で148ha減（内6割が樹園地）
- ・荒廃農地面積：168ha
- ・耕作をしていない主な理由の上位は、農地の条件が悪いことや、高齢化、労働力の不足等
- ・貸与可能な農地の掘り起こし、遊休化する農地の事前発見が困難

生産・販売

- ・農業産出額：2018年は前年比▲13.8%（果樹が50千万円、野菜が13千万円の減少、米は微増、花きは微減）
- ・果樹の農業産出額県内1位。湘南ゴールド、レモン、キウイは、出荷組織が取扱量の拡大意向を示しており、鳥獣害対策としてニンニク・ラッキョウの栽培普及を進める方針

課題

地域の農業生産を担う体制整備

認定農業者や認定新規就農者等の、専門的な担い手の確保・育成支援に取り組むとともに、定年帰農者の農業生産の拡大や農作業受託組織の育成を図ることが必要です。
また、農業者が減少し、労働力が不足する状況に対応し、農地と農業生産を維持するため、農業に参画する意向を有する市民の協力を得ることが必要です。

農業の持続的発展に向けた農地の確保／多面的機能の発揮に向けた農村環境の整備

平地や中山間地など、それぞれの地域特性や地域の実情、農業者の意向を踏まえたうえで、優先して活用する農地の検討や、担い手への農地集積・集約化を行うことが必要です。
また、多面的機能の発揮に向けた農地の保全や、農道・水路の維持管理も必要です。

地域特性や需要の変化に対応した生産販売

特徴ある農産物の生産振興を図るとともに、組織的なPRやブランド化に向けた取組みが必要です。
また、気候変動に合わせた新品種の導入や農作業の省力化などを検討し、持続的な農業生産に向けた取組みが必要です。

有害鳥獣や外来生物による被害の防除

生産振興を図り、農家所得を守るためには、農作物の食害や掘り起こし等の被害をもたらすイノシシや、水稻被害をもたらすスクミリンゴガイの防除、植物に伝染する病気への対策を行うことが必要です。

将来像

市民と農業者が支えあい 持続可能な農業があるまち小田原

小田原市は首都圏に位置し、高速道路や鉄道などの交通インフラが充実し、生活の利便性が高く、豊かな自然や農村地帯が形成されており、多種多様な農産物の生産が行われています。
市民は、市内産の農産物の購入や援農・農業体験を通して、農に魅力を感じ、農業の必要性を理解することで地域の農業を支えていきます。
農業者は、安心安全で市民が誇れる農産物を生産し、市民生活に関わる農村景観の維持や農地の保全管理に努めます。
このように、お互いが協働し支えあっていくことで、小田原市の農業を持続可能なものとし、農業を魅力あるものとしていきます。

基本方針 — 施策

基本方針1

地域農業を支える人材の確保・育成

農地と農業生産を維持するため、多様な担い手の確保・育成支援に取り組みます。
また、農業者が減少し、労働力が不足する状況を踏まえ、市民が農業に関わる機会を創出し、市民の協力を得て地域の農地を保全し、農業を支える姿を目指します。

1 新規就農者の確保と就農の実現

- ①就農しやすい環境づくり
- ②新規就農者の農地取得支援
- ③効率的な農業技術習得支援

2 多様な主体の参画・協働の促進

- ①農作業受託機能の強化
- ②農繁期の労働力確保
- ③農福連携の推進

基本方針2

次世代に継承する農地の確保

担い手の高齢化や減少が進み、耕作放棄地を含めた全ての土地を活用し、農地として利用することは困難です。安定的な食料生産や、多面的機能の発揮を維持するため、将来にわたり利用する農地を明らかにし、耕作放棄地の拡大を予防するとともに、農地の保全、担い手への集積を図ります。

1 優先して活用する農地の検討

- ①農地利用状況の適切な把握
- ②担い手への農地集積
- ③生産基盤の整備に向けた調査検討

2 農地の保全と多面的機能の発揮

- ①農村環境の保全に向けた活動支援
- ②環境保全型農業の推進
- ③耕作放棄地の解消と拡大予防対策
- ④都市農地の維持と交流機能の拡充

基本方針3

農業を脅かす危機への対応

有害鳥獣による農産物被害削減のため、関係機関と連携し、個体数を減らす「捕獲」・農地への侵入を防ぐ「侵入防止」に関する対策を実施するとともに、捕獲鳥獣の処理の負担軽減のため、ジビエ利用を推進します。近年の気候変動、農業生産の多様化を背景とした病害虫防除対策に係る取組みを支援します。

1 鳥獣被害対策の拡充

- ①捕獲活動の強化
- ②農地への侵入防止対策の実施
- ③捕獲鳥獣のジビエ利用の促進

2 病害虫等による被害対策の充実

- ①病害虫発生情報の収集・周知
- ②作物ごとの防除・感染対策の拡充

基本方針4

未来につながる産地づくり

産地化を目指す出荷団体や生産者の支援を行うとともに、生産環境や、需要の変化に対応した作物の生産振興を図ることに加え、特産品のPRやブランド化に向けた取組みを支援します。農業生産の持続性を確保するため、農作業の省力化に向けた調査検討を行うほか、農業者に対する包括的な営農指導の取組みを支援します。

1 地域特性を活かした農産物の生産振興

- ①産地化・栽培普及支援
- ②スマート農業の導入・実証検討
- ③包括的な営農指導の実施

2 特産品の高付加価値化

- ①特産品のブランド化
- ②農業と他産業の連携
- ③6次産業化の取組支援

3 市内における販売強化

- ①市内産食材を取り扱う店舗のPR
- ②本市来訪者への販売の拡大
- ③農業体験・施設のPR
- ④農業振興に向けた土地活用策の検討

基本方針5

農の魅力向上

市民の農に対する関心や理解を深めることを目的として、食育や地産地消の取組みを推進します。農業を体験する機会や情報発信を行うことで、農地が持つ多面的機能や、市内産農産物の魅力を知ってもらい、子どもから大人まで、小田原市の農業を応援する市民の拡大を図ります。

1 農業者と消費者の交流促進

- ①農業に対する理解醸成
- ②子どもが農業を体験する機会の確保

2 食育の推進

- ①地産地消の推進
- ②市内産農産物の学校給食への利用促進
- ③食育実践機会の充実

おだわら森林ビジョンの策定について

1 趣旨

本市では、平成25年(2013年)3月に策定した「森林・林業・木材産業再生基本計画」に基づき各種取組を推進してきたが、森林環境譲与税の創設や森林経営管理法の施行、自然災害の頻発など、森林・林業・木材産業を取り巻く環境は大きく変化しており、本計画の見直しが必要な時期を迎えている。

そこで、本計画を基にしながら、これまでの取組を見直した上で、森林生態系保全や鳥獣被害対策、森林空間利用など新たな視点を加えて、本市の森づくりの方向性を示す「おだわら森林ビジョン」を策定する。

2 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和22年度(2040年度)までの20年間

3 主な内容(参考資料2-1)

(1) 将来像

次世代へとつながる豊かな森林

(2) 基本計画 ～4つのビジョン～

ア 市民の安全安心を守る小田原の森

イ 多様な生物を育む小田原の森

ウ 多くの人交流する小田原の森

エ 市民とつくる小田原の森

4 今後のスケジュール(予定)

令和3年(2021年)3月中	第3回おだわら森林ビジョン策定検討委員会
4月～5月	意見公募手続(パブリックコメント)
6月末	おだわら森林ビジョン策定

おだわら森林ビジョン【概要版】

【計画期間と構成】※概ね20年間の計画とする。
令和3年度（2021年度）～令和22年度（2040年度）

基本構想・・・小田原の森林の50年後、100年後の将来像や取組の方向性を示す。
基本計画・・・将来像を実現するための取組の方向性を体系的に示す。（10年間）

策定の趣旨

森林の有する多面的機能

- ・市民は木材利用、林産物の採取、野生鳥獣の捕獲、水を育む、災害の防止、地球温暖化の緩和など、森林から様々な恵みを受
- ・森林は、市民の暮らしの基盤となる、最も基礎的なインフラ
- ・森林を適切に整備し、これらの機能を高度に発揮させるとともに、次世代に継承していくことが、重要な命題

小田原の強み

- ・森林・林業・木材産業再生協議会を設置してから約10年
- ・川上から川下まで関係者の繋がりが形成され、様々な分野へと広がりを見せている
- ・これは、森里川海自然环境と市街地がコンパクトにまとまった小田原という恵まれた土地柄ならではの特色

長期的な視点に立った森づくり

- ・これまでの取組を継続・発展させるためには、次の10年の取組について議論する必要
- ・また、森づくりには50年、100年と長い期間を要するため、短期的な目標に加え、長期的な視点に立った森林の将来像とその指針を示す必要

3つの視点

小田原の特色を生かす

全国の森林・林業・木材産業が抱えている課題は、どの地域においてもほとんど共通するものですが、森林の状況や林業・木材産業の規模、課題解決の方法などは地域によって様々です。本市においては、森里川海あらゆる自然を備えていること、都市近郊林であること、川上から川下までの人材が豊富であることなどの特色があり、その強みを意識した視点が必要です。

森づくりは人づくり

人が木を植えて森林となるまで、又は自然に森林が成立するまでには、非常に長い年月を要することに加え、人が手を入れた森林については、恒久的に維持管理をしていくことが必要です。この間、木を植える人、木を伐る人、木材を利用する人、森林をレクリエーションの場として活用する人など多様な人々が関わり、そして相互に連携しあい、森林を豊かなものにしていきます。森をつくるためには、同時にこれら森林に関わる人々をつくるのが重要です。

市民に開かれた森

森林の恩恵を最も享受するのは、地域に暮らす市民であり、市民が森林に対する親しみや理解を醸成していくことが、次世代へと豊かな森をつないでいくためには重要です。しかしながら、森林・林業・木材産業の低迷や生活様式の変化などによって、森林と人との関わりが以前より希薄になっています。市民が、気軽かつ容易に訪れることができる開かれた森をつくり、森林と人との関わりを再構築していく必要があります。

将来像

次世代へとつながる豊かな森林

森林は、雨水を蓄えきれいな水を供給する水源のかん養、土砂災害や洪水の緩和、木材や林産物の提供、野生動植物の住処など様々な公益的機能を有しており、市民の安全・安心な暮らしを支える最も基礎的な資源です。また、市民が集うレクリエーションや森林環境教育などの場としても、森林は重要です。小田原が誇る川上から川下までの多様な人材が関わる多様な活動を生かしながら、これらの取組を市内外に普及啓発し、多くの人がにぎわい、感動を与える森林をつくります。

基本計画

ビジョン1

市民の安全安心を守る小田原の森

首都圏内にありながら、一定規模の森林を有し、かつ約19万人の人口を擁する本市は、市民の暮らしと森林が共存する公益性の高い都市型の森林の実現が求められています。そのために、効果的かつ効率的な森林整備やより公益性の高い多様な森林の育成を図り、**市民の安全・安心を守る森づくり**を目指します。

施策1 森林の有する公益的機能の発揮

- ①森林整備の着実な実施
- ②森林資源データ等の適切な活用
- ③おだわらの森林を守り、育てる人材の確保・育成

施策2 鳥獣害対策

- ①森林における二ホンジカの防除・捕獲の推進
- ②企業と連携したジビエの活用
- ③農業関係者との協力・連携

ビジョン2

多様な生物を育む小田原の森

国土の約7割を森林が占める我が国では、生物多様性の保全について、森林が大きな役割を果たしており、本市においても、森林が多様な生物の生息環境を提供しています。このような森林が身近にある環境は、市民にとっても暮らしやすい環境となるため、現在の森林構成や森林の利用区分などを見直すことによって、**様々な生物が生息する多様な森づくり**を目指します。

施策1 森林のゾーニング

- ①小田原市の森林の特色を活かしたゾーニング
- ②河川環境に着目したゾーニング

施策2 多様な樹種への転換

- ①広葉樹林の保全・再生
- ②針広混交林への転換

ビジョン3

多くの人が交流する小田原の森

古くから城下町・宿場町として栄え、交通の要衝であった本市には、様々な人材が豊富に存在し、顔の見える関係を築くとともに、森林を活動のフィールドとして利用しています。こうした人々が小田原の森林の魅力在市内外に発信することで、都市部を主とする交流人口を獲得し、**多くの人が利用・交流できる場としての森づくり**を目指します。

施策1 川上から川下までのつながり

- ①森林・林業・木材産業ネットワークの構築
- ②他業種等との連携

施策2 都市部との交流

- ①都市部の行政機関や企業との相互連携
- ②都市部住民への普及啓発

施策3 森林空間利用

- ①森林総合利用施設の一体的活用
- ②多様な森林空間利用の創出

ビジョン4

市民とつくる小田原の森

永続的に森林・林業・木材産業に関する取組を継続していくためには、市民が森林に興味・関心を持ち、この取組に参画していくことが重要です。そのため、森林に関する普及啓発を図るとともに、森林環境教育や小田原産木材の利活用などの市民が積極的に森林に関わることでできる機会を創出し、**市民と協働した森づくり**を目指します。

施策1 市民への普及啓発

- ①市民参加型イベントの企画開発
- ②市民に対する森づくりの取組の発信

施策2 森林環境教育・木育

- ①小学校における森林環境教育の推進
- ②様々なライフステージにおける木育の展開
- ③指導者の確保・育成

施策3 小田原産木材の利活用

- ①公共建築物等への活用
- ②一般住宅への普及啓発
- ③木材流通の市外への拡大

小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）【概要版】

小田原市の維持向上すべき歴史的風致

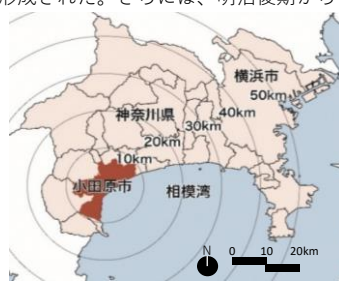
計画期間

令和3年度(2021)～令和12年度(2030)

小田原市は、神奈川県西部に位置し、天下の険として名高い箱根に連なる山々、相模湾、酒匂川などからなる変化に富んだ自然や小田原城跡をはじめとする由緒ある豊富な歴史的資源に恵まれた地域である。

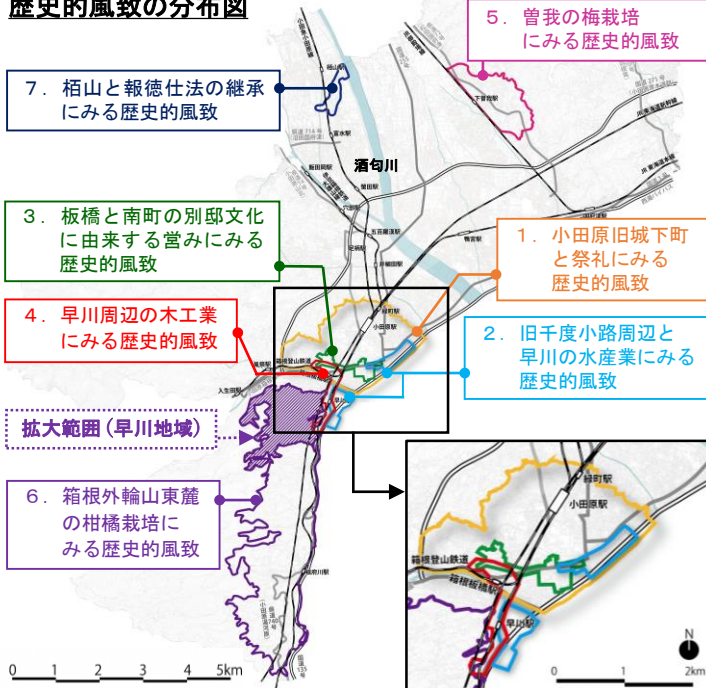
鎌倉後期からは東海道の宿駅として、また戦国期以降には城下町として賑わいをみせるとともに、優れた職人技術と小田原の豊かな自然の恵みが融合し、水産加工業や農業、木工業といった小田原固有のなりわいが形成された。さらには、明治後期から大正・昭和初期にかけて、政財界人などが別邸を建設し、茶の湯をはじめとした多様な文化活動を展開した。

これらのなりわいや文化は、歴史と伝統を連続と受け継ぐ祭礼行事、芸能などとともに現在も行われ、今に残る旧来のまち割りや歴史的建造物などと一体となって良好な歴史的風致を形成している。



小田原市の位置

歴史的風致の分布図



1. 小田原旧城下町と祭礼にみる歴史的風致

小田原城と旧城下町、宿場町の一带に鎮座する松原神社・居神社・大稲荷神社を核として行われる例大祭では、お囃子の音色が響く中で、氏子が神輿を勇ましく担ぐ姿が、歴史的な街なみとあいまって、今なお、城下町として栄えた当時の賑わいを感じさせている。



神輿の渡御の様子

2. 旧千度小路周辺と早川の水産業にみる歴史的風致

現在の漁業の中心地である早川地区の小田原漁港周辺や、宿場町の名残を感じさせる歴史的建造物が残る旧千度小路周辺では、蒲鉾や干物などの水産加工業が営まれており、そこを訪れる人々が行き交う姿とあいまって賑わいを感じることができる。



小田原漁港の水産業の様子

3. 板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致

板橋と南町には、明治期以降、政財界人などが建設した別邸を舞台に、茶の湯をはじめとした「別邸文化」と呼ぶべき様々な活動が現在も形を変えて引き継がれており、静かに佇む寺院群と地域に根付いた用水路などとあいまって、歴史と伝統が重層的に折り重なっている。



松永記念館での茶会の様子

4. 早川周辺の木工業にみる歴史的風致

早川とその周辺の地域には、ろくろの音や削り出された木の香りが漂う木工所が集積し、木地挽業者の業祖と言われる惟喬親王を祀る紀伊神社がある。周辺の民家では、紀伊神社から頒布された神木の枝が玄関先に飾られるなど、木工業に関わる信仰が今も息づいている。



ろくろを用いた挽物加工の様子

5. 曾我の梅栽培にみる歴史的風致

梅の栽培の中心地である曾我地域では、春の観梅や初夏の収穫、梅雨明け後の天日干しなど、季節ごとに移ろいを見ることが出来る。石垣で囲まれた農家の住宅、宗我神社等の神社仏閣と調和した、昔の農村風情を残した梅栽培が続けられている。



梅の土用干しの様子

6. 箱根外輪山東麓の柑橘栽培にみる歴史的風致

柑橘類の栽培がさかんに行われている片浦・早川地域では、相模湾に面する急斜面の地形を生かした石積みめの段々畑と、その中に点在する収穫した果実を貯蔵するための通気口を有したみかん小屋とが一体となり、自然豊かな景観を形成している。



柑橘栽培の様子

7. 栢山と報徳仕法の継承にみる歴史的風致

二宮尊徳が生まれ育った栢山では、報徳仕法の教えを受け継ぐ地域の人々により、尊徳や報徳仕法の教えを伝える催しが行われており、酒匂川沿いや豊かな田園には、尊徳の業績の原点をめぐる姿が見られる。

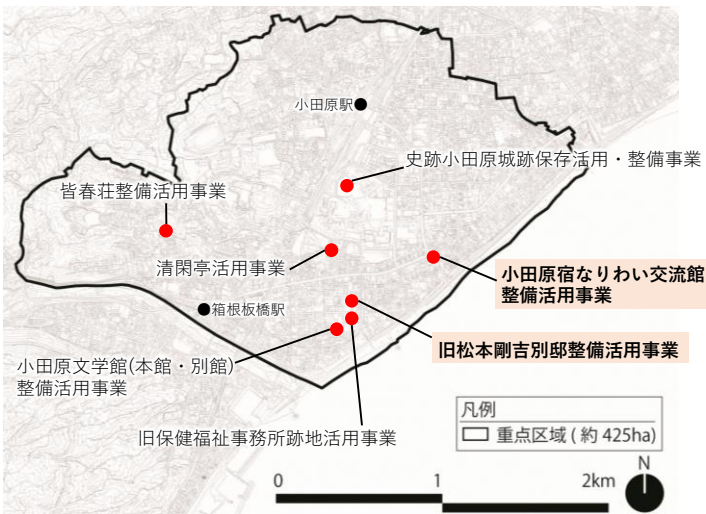
*報徳仕法の概念「分度」「推譲」を基本とした財政再建策



尊徳の首の追体験の様子

【事業一覧】

■重点区域内での事業



歴史的風致形成建造物整備活用事業

景観計画重点区域等における景観形成修景費補助事業

重点区域における街なみ環境の向上

観光イベント支援事業

観光客回遊性向上・まち歩き観光推進事業

伝統的工芸品産業産地組合助成・地場産業PR事業

職人育成等推進事業

■市内全域での事業

指定文化財等建造物保存・公開事業

街かど博物館活用事業

文化財の総合的把握・保存活用事業

伝統行事・民俗芸能等保存継承事業

1. 歴史的風致の核となる建造物の保全活用に関する事業

小田原宿なりわい交流館整備活用事業

伝統的な商家建築である「出桁造り」の歴史的建造物については、官民連携により誘客及び回遊拠点としての機能と魅力を高めるため、耐震補強等を含めた整備を行う。



小田原宿なりわい交流館

旧松本剛吉別邸整備活用事業

小田原の別邸文化を伝える歴史的建造物として保全し、観光交流施設として魅力向上のための整備を進めるとともに、現存する茶室等を活用し、別邸文化に触れることのできる環境を整える。

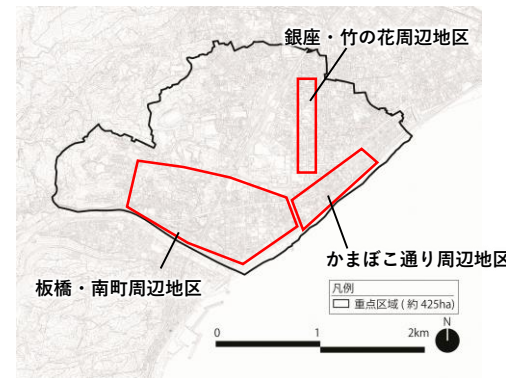


旧松本剛吉別邸

2. 歴史的風致の残る街なみの環境整備に関する事業

重点区域における街なみ環境の向上

かまぼこ通り周辺地区、銀座・竹の花周辺地区、板橋・南町周辺地区において、歴史まちづくりの機運が高まってきていることから、地区住民等とともに『小田原市景観計画』や『歴史的建造物活用エリアコーディネートプラン』を踏まえ、ハード及びソフト事業を展開していき、地区の街なみ環境の向上に取り組む。



街なみ環境の向上に取り組む地区

3. 歴史・伝統を反映した人々の活動に関する事業

職人育成等推進事業

NPO団体や歴史的建造物の所有者等と連携し、歴史的建造物の保全や街なみ環境の形成を図るとともに、伝統工法に通じた職人の育成を促進する。



腰壁の木質化修復実習の様子

伝統行事・民俗芸能等保存継承事業

伝統的な行事の認知度を高める情報発信や神輿等の現況調査などを進めるとともに、後継者育成のための発表会など普及啓発や保存継承の取組を支援する。



後継者育成発表会の様子

市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市歴史的風致維持向上計画の最終評価及び第2期計画の策定
政策等の案の公表の日	令和2年(2020年)12月11日(金)
意見提出期間	令和2年(2020年)12月11日(金)から 令和3年(2021年)1月9日(土)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

2 結果の概要

意見数(意見提出者数)	7件(5人)
インターネット	3人
ファクシミリ	1人
郵送	0人
直接持参	1人

無効な意見提出	0人
---------	----

3 提出意見の内容

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、計画案に反映したもの	0件
B	意見の趣旨が計画案に反映されているもの	3件
C	今後の検討のために参考とするもの	4件
D	その他(質問など)	0件

<具体的な内容>

(1) 質問

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	歴史的建造物等を活用した文化観光を推進するため、行政各部署、市民団体、技術者、専門家、市民等が参加して、建造物の保存、利活用、PRなどの検討や活動を行う歴史的建造物活用推進機構の設置を提案する。	B	歴史的建造物の利活用等に係る公民連携の取組方策については、令和元年度(2019年度)に庁内7部19課で構成する「歴史的建造物利活用プロジェクト・チーム」を設置し、検討を開始しています。 今後の歴史まちづくりの推進については、第1期計画で、歴史的風致の核となる建造物の保存・活用に向けた指定等が進んだことから、第2期計画では、それらの歴史的風致形成建造物の持続的な保存・活用を促す仕組みを構築していきます。
2	邸園文化と歴史資産を活かしたまちづくりのプロジェクトを提案する。 ①「幟の立つまち」～まちしるべ、まちしるべの「幟旗」をたてようプロジェクト ②まち歩きを楽しくする「案内看板」をたてようプロジェクト ③板橋竹の小径に「竹垣」をつくろうプロジェクト ④商人はがんばった「百年名店」を盛りたてようプロジェクト ⑤西海子小路に住んでよし、訪れてよしの「邸園公園」をつくろうプロジェクト ⑥箱根口門跡周辺を小田原城の「ウェルカムエリア」にしようプロジェクト ⑦小田原ティースタイル～街中どこでも気軽に喝茶を楽しもうプロジェクト ⑧もっと「街かど博物館」を増やそうプロジェクト ⑨早川口の歩道橋を木質化して「タウンゲート」にしようプロジェクト ⑩競輪場跡地は城下町にふさわしい「武道館」を建てようプロジェクト	C	ご提案を頂きましたプロジェクトは、小田原市歴史的風致維持向上計画に係る事業の推進及び調整を行う「小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議」にて、今後の検討の参考とさせていただきます。

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
3	<p>歴史的、文化的資源を後世に遺すことは重要で、計画の方針は有効であるが、目標を目指すならば時代に応じた有効策で対応していくことが最重要である。</p> <p>小田原市は恵まれた歴史的観光資源やアクセスの利便性を活かした地域振興策をさらに進める必要がある。</p> <p>また、歴史遺産、文化遺産の保全と同時に、住民が生活する地域の活性化は必要。</p> <p>小田原駅周辺地区は、通勤利便性を売りにマンションはでき続けるものの生活するには十分便利とは言えない。生活する者が不便さを感じる状態が改善すれば、歴史・文化的遺産の保全もさらに意味のあるものになる。現在はそのため具体策があまり見えない。</p>	C	<p>本市では、平成25年（2013年）から小田原駅周辺の都市空間と小田原城周辺の歴史的空間が近接している魅力を最大限に生かしながら、中心市街地における持続可能な商業機能の確保や地域コミュニティの構築など生活の利便性向上を目指し、全庁的な取組を推進しています。</p> <p>第2期計画の推進にあたっては、これらの取組とも連動させ、いただいたご意見も参考としながら、更なる歴史まちづくりを展開していきます。</p>
4	<p>銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境整備事業について、第1期10年間で著しい効果があったかは疑問がある。</p> <p>事業の方向性は間違っていないが、今後も継続するには、街づくりルールに強制力が必要なことやルールの中身の有効性など、確認された課題を解決し、さらに環境整備に有効に作用するような協議会、実効性のある街づくりルールとする必要を感じる。</p> <p>最大の課題はそれらの計画を実行していく当事者の意識であると思う。</p> <p>民間の積極性や自発性には限界があることが多い。まずは市として考える将来像と根拠を提示する事から始めた方が合理的ではないだろうか。</p> <p>最終評価シートの流動客の減少に「2軒のスーパーの閉店」は影響があるが「なぜ閉店したか」が重要である。</p> <p>また、有識者コメントの「取り組む意思のある方は一通り順番が回った」は、そのとおりだと思う。今後は、修景以外にもよい結果につながる施策が必要とも思える。</p>	B	<p>第1期計画においては、「銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上」と「国道255号電線類地中化事業」を位置付け、国の支援を受けながら、公民連携で取り組んできましたが、街なみ環境を向上していくうえでの課題も抽出できたと考えています。</p> <p>第2期計画では、これまでの経緯や課題等について、地元協議会を中心に、沿道地権者等とも共有しながら、引き続き、公民連携のもと、景観計画重点区域への指定による建築物等の色彩制限や屋外広告物の規制など、実効性のある課題解決策の実施に向けて取り組み、点から線へのまちづくりを展開していきたいと考えています。</p>

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
5	<p>小田原の良さの一つが『歴史あるまち』です。</p> <p>今後、小田原の未来を考え観光誘客や移住を含め都市セールスを行う中で、小田原市歴史的風致維持向上計画は継続すべき施策だと考えます。</p> <p>ただし、歴史あるモノに地域の良さやこの時代の良さを足し、今の時代にあった誇るべきものに昇華させていく事が必要だと考えます。</p> <p>モノにコトを掛け合わせ、この地域に来ないと感じられないところまで持っていく、そこに人が集う事をイメージし進めていただける事を強く望みます。</p>	B	<p>第1期計画では、歴史的風致を形成する建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、その件数を着実に増やすとともに、修理等に対する支援を行うなど、「維持」をテーマに、歴史まちづくりに取り組んできました。</p> <p>第2期計画では、歴史的風致を形成する建造物の利活用や歴史・伝統を反映した活動の支援を行うなど、「維持」から「向上」をテーマに、面的な歴史まちづくりの展開を目指していきます。</p>
6	<p>ホテルが生育する環境づくりや水車の復元等による小田原用水のPR、鉢植を含め、街中に花（さざんか、ダリヤ、おしろいばな等）を増やし、花フェスティバルを開催する等、地域住民の意識向上に向けた取組を提案します。</p>	C	<p>ご提案を頂きました取組は、小田原市歴史的風致維持向上計画に係る事業の推進及び調整を行う「小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議」にて、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>板橋と南町の別邸文化に由来する営みを読み、近隣に住む者として、西海子小路を中心に文化人の残した別邸や文学者が残した作品が大切に保存される事は本当に有難い事だと思います。</p> <p>また、初めての来訪者によりわかりやすい地図があると良いと思います。何々小路という地名が数多くあるのも興味深いと思います。</p>	C	<p>板橋と南町における近代別邸とその別邸文化に由来する営みは、良好な市街地環境を形成しているため、引き続き、第2期計画においても維持及び向上すべき歴史的風致として位置付けています。</p> <p>第2期計画では、拠点となる建造物の保存活用や街なみの環境整備を進めることとしていますので、ご提案を頂きました地図の作成については、小田原市歴史的風致維持向上計画に係る事業の推進及び調整を行う「小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議」にて、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

4 提出意見と関係なく変更した点

(1) 小田原市の歴史的風致の概要と分布状況

歴史的風致を形成する建造物の調査を継続して進め、箱根外輪山東麓の柑橘栽培にみる歴史的風致の範囲を拡大しました。

小田原こどもの森公園わんぱくらんどにおける 動物事業の今後について

1 経緯

令和3年（2021年）1月28日開催の建設経済常任委員会において、「小田原こどもの森公園わんぱくらんどにおけるポニー乗馬及び動物飼育等の廃止について」の報告を行ったところ、本業務の継続について意見があった。

動物事業については、これまでの専門業者との交渉状況から、常設での運営は困難と判断していたが、本委員会での意見を踏まえ、今後も動物とふれあえる機会を提供できるよう、常設によらない運営方法などを検討する。

2 検討方法

- (1) 令和3年度（2021年度）は、指定管理者の自主事業として、試行的に新たな運営方法で動物事業を実施する。
- (2) 動物事業における課題や利用者の声などを基に事業の効果を検証し、本公園に適した新たな運営方法を検討する。

3 検討後の対応

新たな運営方法の検討結果により、必要に応じて次の事項等を行う。

- (1) 指定管理業務に関する基本協定の変更
- (2) 関係条例の改正

小田原市緑の基本計画の一部改訂について

1 概要

緑の基本計画（以下「計画」という。）は、緑地の保全や緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために、市町村が策定するみどりに関する総合的な計画であり、本市では、平成8年(1996年)3月に策定し、平成28年(2016年)3月に大幅な改訂を行った。

今回は、改訂から5年経過したことから、その間の施策の取組実績を整理するとともに、制度の改正や国の動向に関する事項を追加し、計画の一部改訂を行うものである。

2 経過

時 期	内 容
令和元年度(2019年度) ～令和2年度(2020年度)	小田原市みどりの審議会における審議4回
令和2年(2020年) 10月15日～11月13日	計画改訂素案についてパブリックコメントを実施 意見数 0件

3 主な改訂内容

- (1) 第6章「みどりの推進施策」に係る改訂 (3～29ページ)
- (2) 第7章「地域別計画」に係る改訂 (30～36ページ)
- (3) 制度改正に伴う「生産緑地地区」の記載事項の追加 (37～38ページ)
- (4) 「グリーンインフラ」に関する記述の追加 (39～42ページ)

4 今後の予定

- 令和3年(2021年)3月 計画の一部改訂(改訂増補版)を策定
- 令和3年(2021年)4月 計画の一部改訂(改訂増補版)を公表

高田浄水場再整備事業の実施方針について

1 目的

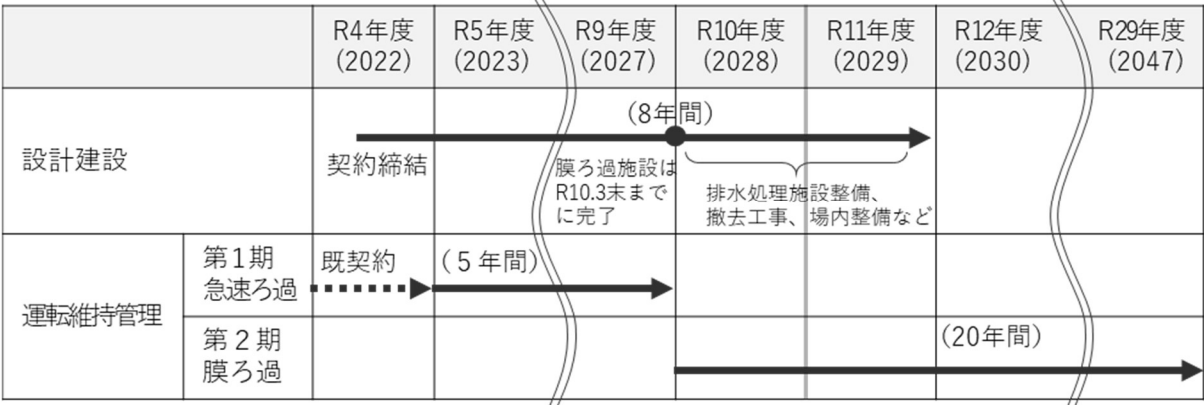
高田浄水場再整備事業はプロポーザル方式により事業者の募集・選定を行い、整備及び運転維持管理を委託することから、整備対象施設や事業期間等の基本的な仕様を記載した実施方針を作成する。また、当該事業に関する実施方針をプロポーザル公告に先立ち公表することで、民間事業者に対する準備期間の提供や市民等に対する周知を図るものである。

2 事業概要

- (1) 対象施設 高田浄水場及び場外施設（配水池、水源地など（管路を除く））
- (2) 事業方式 設計・施工・運転維持管理一括発注方式（DBO方式）
- (3) 対象業務 設計建設業務、運転維持管理業務
- (4) 事業期間

- ア) 設計建設業務 令和12年（2030年）3月31日まで^{※1}
- イ) 運転維持管理業務 令和5年（2023年）4月1日から
令和30年（2048年）3月31日まで^{※2}

※1 膜ろ過方式による浄水施設は、令和10年（2028年）3月末までに完了させること。
 ※2 令和5年（2023年）4月以降は、現在の急速ろ過方式の高田浄水場の運転維持管理を現行の委託業者から引き継ぐ。



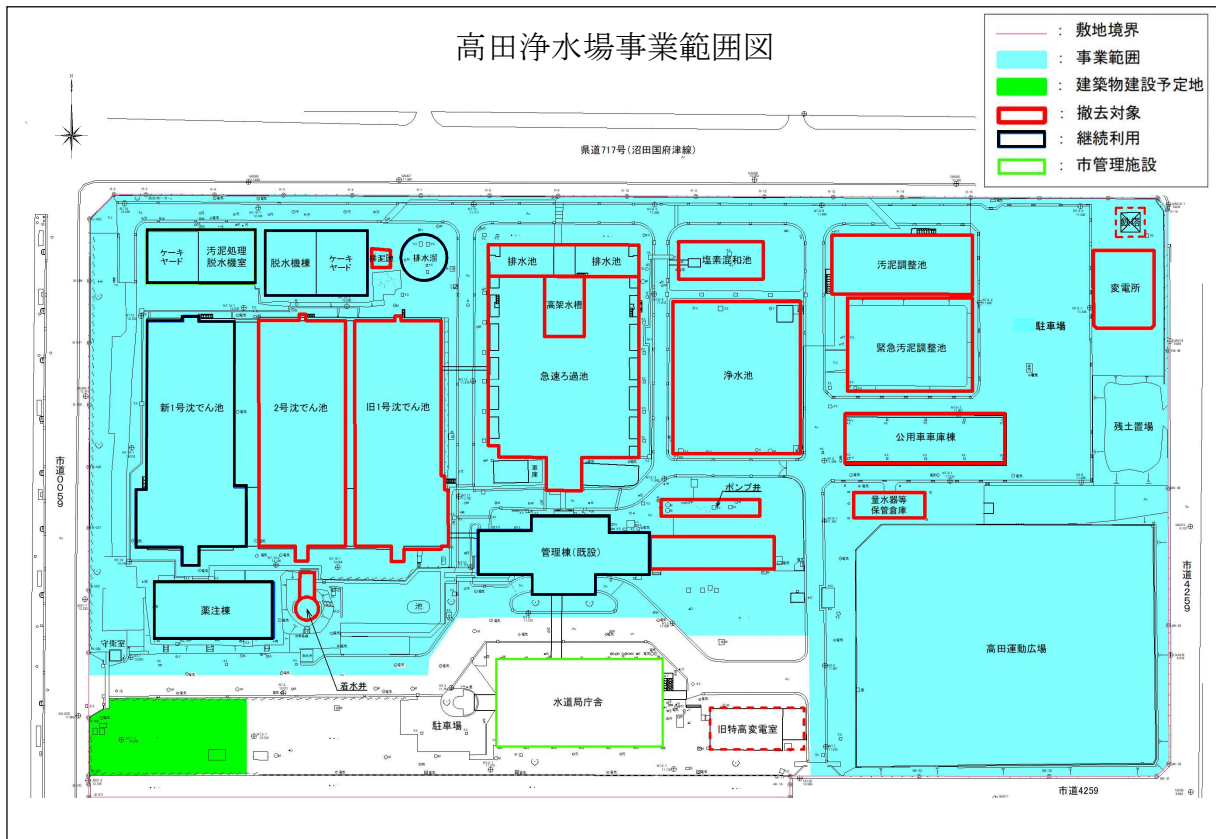
- (5) 事業者選定方式 公募型プロポーザル方式

3 業務内容

- (1) 設計建設業務
 - ア) 対象施設 高田浄水場
 - イ) 基本諸元 公称能力：50,000 m³/日

ウ) 整備内容

業務内容	対象施設
更新・整備	着水井、浄水施設、排水処理施設、浄水池、薬品注入設備、送水ポンプ設備、電気計装設備、場内配管、管理棟、膜ろ過棟、送水ポンプ棟、応急給水施設、場内整備
継続利用	新1号沈でん池、薬注棟、汚泥処理脱水機室、脱水機棟、既設管理棟、排水溜、水道局庁舎
撤去	着水井、旧1号沈でん池、2号沈でん池、急速ろ過池、塩素混和池、浄水池、ポンプ井、ポンプ室、高架水槽、排水池、排泥池、汚泥調整池、公用車車庫棟、変電所、緊急汚泥調整池、量水器等保管庫、場内配管、場内配線、その他施設



(2) 運転維持管理業務

管路を除く高田浄水場及び場外施設の運転維持管理を行う。

ア) 業務項目

- ① 運転管理業務
- ② 保守点検業務
- ③ 水質管理業務
- ④ 修繕業務
- ⑤ 膜交換及び膜薬品洗浄業務
- ⑥ 消耗品調達管理業務
- ⑦ 薬品調達管理業務
- ⑧ 電力調達管理業務
- ⑨ 熱水燃料等の調達管理業務
- ⑩ 発生土管理及び処分業務
- ⑪ 見学者対応業務
- ⑫ 植栽管理及び清掃業務
- ⑬ 池等清掃業務
- ⑭ 保安業務
- ⑮ 災害、事故及び緊急時対応業務
- ⑯ 事業終了時の引継ぎ業務

イ) 委託方式と対象項目

区分		<第1期：急速ろ過方式> 令和5年（2023年）4月～ 新浄水施設運用開始	<第2期：膜ろ過方式> 新浄水施設運用開始～ 令和30年（2048年）3月
高田浄水場		法定外委託 (④ ⑤ ⑦ ⑧ ⑯を除く)	第三者委託
場 外 施 設	中河原配水系統	法定外委託 (④ ⑤ ⑦ ⑧ ⑯を除く)	法定外委託
	久野配水系統	法定外委託 (④ ⑤ ⑦ ⑧ ⑯を除く)	法定外委託
	小峰配水系統	法定外委託 (① ③のみ)	法定外委託
	片浦配水系統	法定外委託 (① ③のみ)	法定外委託 (① ③のみ)

※第三者委託とは、水道法第24条の3に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を委託するもので、受託者が受託水道業務技術管理者を置き、委託内容における水道法上の責任を負うものである。

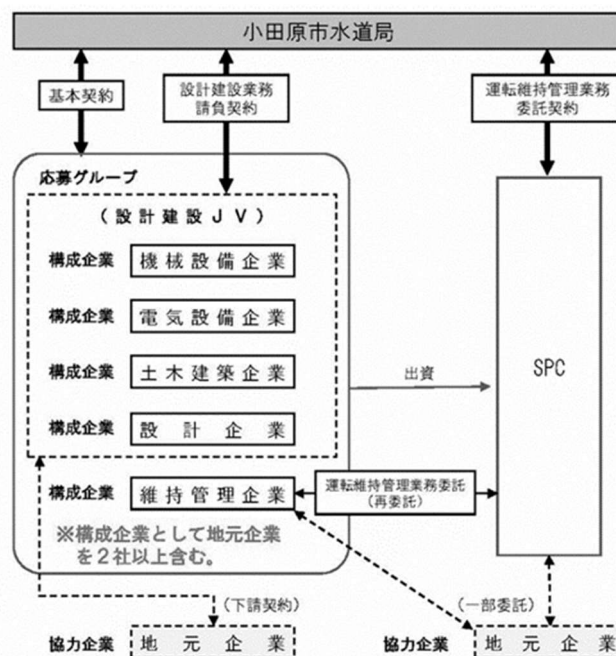
一方、法定外委託（従来の業務委託）は、水道法上の責任は含めずに業務を委託するため、受託者の業務は水道事業者が置く水道技術管理者が監督するものである。

4 応募者の構成及び事業スキーム

(1) 応募者の構成等の概要

- ・応募者は、設計企業、土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業、維持管理企業から構成されるグループ（以下、「応募グループ」）とする。
- ・応募グループは、構成企業として小田原市内に本社又は本店を有する企業（以下、「地元企業」）を2社以上含むものとする。
- ・構成企業となる地元企業が担う業務は、設計建設業務請負代金の10%以上とする。
- ・応募グループは、本事業の一部を協力企業に発注する場合は、可能な限り地元企業を活用すること。
- ・構成企業は、SPC（特別目的会社：Special Purpose Company）に出資し、必ずSPCの構成企業となるものとする。
- ・本施設の設計及び工事を行う企業は、本施設の設計及び工事を行う目的で共同事業体を結成するものとする。なお、組成方法は応募グループの提案とする。

(2) 事業スキーム例



5 応募者の備えるべき応募資格（主なもの）

(1) 実績要件

設計企業	一定条件の浄水場（膜ろ過方式）の詳細設計業務の完了実績
土木建築企業	一定条件の浄水場（膜ろ過方式又は急速ろ過方式）の建設工事（元請）の完成実績
機械設備企業	一定条件の浄水場（膜ろ過方式）の機械器具設置工事の完成実績
電気設備企業	一定条件の浄水場（膜ろ過方式又は急速ろ過方式）の電気工事の完成実績
維持管理企業	一定条件の浄水場（膜ろ過方式又は急速ろ過方式）で 24 時間連続して運転監視する運転管理業務の完了実績
地元企業	建設工事、機械器具設置工事、電気工事、運転管理業務の完了実績は求めない

※一定条件の浄水場とは、国内において公称能力 5,000 m³/日以上 of 表流水を原水とする浄水場。

土木建築企業・機械設備企業・電気設備企業・維持管理企業の各々を複数の企業で構成する場合、少なくとも 1 社が満たせばよい。

(2) 経営事項審査の総合評定値（P点）の下限値等

土木建築企業	土木・建築一式工事：1,200 点 水道施設工事：1,100 点
機械設備企業	機械器具設置工事：1,100 点 水道施設工事：1,100 点
電気設備企業	電気工事：1,100 点
地元企業	土木・建築一式工事、水道施設工事、電気工事は市の等級区分で B ランク以上（機械器具設置工事は水道施設工事と同じ点数）

6 今後のスケジュール

実施事項	日程
実施方針の公表	令和 3 年 3 月 1 日
プロポーザル公告（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書(案)、契約書(案)）の公表	令和 3 年 7 月頃
優先交渉権者の選定	令和 4 年 3 月頃
基本協定の締結	令和 4 年 4 月頃
事業契約の締結	令和 4 年 6 月頃

高田浄水場再整備事業

実施方針

令和 3 年 3 月

小田原市水道局

【実施方針】

目 次

1	目的	1
2	本事業の概要	1
3	業務内容	3
4	対象施設	6
5	応募者の構成及び事業スキーム	13
6	応募者の備えるべき応募資格	15
7	事業者の募集及び選定の手順及び日程	21
8	プロポーザル応募に関する留意事項	21
9	事業者の選定方法	23
10	契約に関する事項	24
11	1 契約の枠組み	25
12	2 対価の支払い	26
13	3 本市と事業者の責任分担	27
14	4 事業実施水準の確保	32
15	5 実施方針に関する質問の受付等	33
16	6 その他	35

【別紙】

- 別紙 1 対象施設位置図
- 別紙 2 事業用地測量図
- 別紙 3 地質調査資料
- 別紙 4 現況の水位高低図
- 別紙 5 高田浄水場事業範囲図

1 目的

高田浄水場再整備事業実施方針（以下、「実施方針」という。）は、小田原市水道局（以下、「本市」という。）が「高田浄水場再整備事業」（以下、「本事業」という。）を DBO（Design Build Operate）方式により実施するにあたって、本事業の概要を説明するとともに、本事業に係る事業者の募集及び選定に関する手順や考え方等を明らかにすることを目的とする。

2 本事業の概要

1) 事業の目的

高田浄水場再整備事業は、耐震化の早期実現、将来の水需要に対応した施設規模の適正化を目的として、浄水場の大規模な更新を実施するものである。更新後の浄水処理方式は、長期的な視点から整備費の抑制と維持管理費の削減が見込まれ、将来水量の変化等に柔軟に対応が可能である膜ろ過方式を採用する。

また、高田浄水場を含む本市の管理する浄水場や配水池等の場外施設の維持管理業務を一体的に委託することで、民間事業者の創意工夫が最大限に発揮されることを期待している。

2) 事業者を求める役割

本事業は、浄水場の再整備において、既存の急速ろ過方式を稼働しながら同一敷地内で膜ろ過方式への切り替えを行う必要がある。このため、事業者に対しては、以下に示す本事業の特殊性に留意しつつ、幅広い技術の活用や創意工夫の発揮により、効率的かつ安全な工事の実施と、水道サービス向上に資する安定的な事業の実施を求めるものである。

- ① 再整備工事は、限られた敷地の中で既存施設の撤去と新施設の建設を順次行うものであり、施工難易度が高い。
- ② 既存施設を稼働させながら新たな浄水処理方式に変更するため、新・旧の浄水処理方法に対応した工事計画、運転計画が必要となる。また、土木、建築、機械、電気、維持管理等の工種間調整や工程管理が複雑となる。
- ③ 上記①及び②により工事期間は試運転や運転切替を含め長期である。

3) 事業内容

ア) 事業名称

高田浄水場再整備事業

イ) 対象施設

① 高田浄水場

神奈川県小田原市高田 401

② 場外施設

小田原市内水道施設（表 7 参照）

※位置図は別紙 1 に示す。高田浄水場の測量図及び地質調査資料はそれぞれ別紙 2、3 に示す。また、水位高低図は別紙 4 に示す。

ウ) 事業方式

『設計・施工・運転維持管理一括発注方式 (DBO 方式)』

エ) 対象業務

- ① 調査設計業務
- ② 建設工事業務
- ③ 運転維持管理業務

オ) 事業主体

小田原市水道事業 小田原市長 守屋 輝彦

4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

ア) 設計建設期間 令和 12 年 3 月 31 日まで^{※1}

イ) 運転維持管理期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 30 年 3 月 31 日まで^{※2}

(ただし、令和 5 年 3 月 31 日までに運転維持管理業務を適切に実施するための準備が完了していること)

※1 膜ろ過方式による浄水施設は、令和 10 年 3 月末までに完了させること。

※2 令和 5 年 4 月以降は、現在の急速ろ過方式の高田浄水場の運転維持管理を現行の委託業者から引き継ぐ。

5) 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式

6) 事業スケジュール

事業のスケジュールは以下のとおり予定している。なお、設計建設期間の完了時期は事業者提案により早めることができる。

ア) 基本協定の締結 令和 4 年 4 月

イ) 基本契約の締結 令和 4 年 6 月

ウ) 設計建設業務請負契約の締結 令和 4 年 6 月

エ) 運転維持管理業務委託契約の締結 令和 4 年 6 月

オ) 設計建設期間 契約締結日から令和 12 年 3 月

カ) 運転維持管理期間^{※1、2} 令和 5 年 4 月 1 日から令和 30 年 3 月

※1 令和 5 年 3 月 31 日までに、運転維持管理業務を適切に実施するための準備が完了しているものとする。

※2 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの期間は既存の高田浄水場を対象とし、令和10年4月1日から令和30年3月31日までの期間は再整備後の高田浄水場を対象とする。

3 業務内容

1) 設計建設業務

区分	業務	内容	
調査設計業務	調査業務	測量調査	設計・施工に必要な部分の測量調査を行う。
		地質調査	設計・施工に必要な部分の地質調査を行う。
		埋設物調査	既設図面及び現地において埋設物の位置が把握できない場合の試掘等の調査を行う。
	設計業務	基本設計	提案内容や調査業務の結果に基づき、基本設計を行う。
		詳細設計	調査業務の結果や基本設計に基づき、詳細設計を行う。また、詳細設計図書の作成を行う。
		設計に伴う各種申請等の補助業務	各種申請等の手続に必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請等に係る発注者の支援を行う。
建設工事業務	工事業務	各種工事及び工事現場管理業務を行う。	
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続に必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。	
	各種調査業務	建設工事に伴う、電波障害調査、周辺環境調査、生活環境影響調査等について事前及び事後調査を行う。	
	補助金申請書等作成補助業務	補助金の申請に必要な申請書類及び報告書類等の作成に係る発注者の支援を行う。また、本市が会計検査を受検する際に、資料作成等の支援を行う。	

2) 運転維持管理業務（第1期：令和5年4月から新浄水施設運用開始まで）

ア) 委託範囲

既設高田浄水場
場外施設（表7 参照）

イ) 委託方式

法定外委託

ウ) 業務項目

業務項目は以下のとおりである。なお、場外施設のうち、小峰・片浦配水系統施設については、①及び③の業務を対象とする。詳細についてはプロポーザル公告時に明らかにする。

- ① 運転管理業務
- ② 保守点検業務
- ③ 水質管理業務
- ④ 消耗品調達管理業務
- ⑤ 熱調達管理業務
- ⑥ 発生土管理及び処分業務
- ⑦ 見学者対応業務
- ⑧ 植栽管理及び清掃業務
- ⑨ 池等清掃業務
- ⑩ 保安業務
- ⑪ 災害、事故及び緊急時対応業務

3) 運転維持管理業務（第2期：新浄水施設運用開始から令和30年3月まで）

ア) 委託範囲

高田浄水場

場外施設（表7 参照）

イ) 委託方式

第三者委託：高田浄水場

法定外委託：場外施設

ウ) 業務項目

業務項目は以下のとおりである。なお、場外施設のうち、片浦配水系統施設については、

①及び③の業務を対象とする。詳細についてはプロポーザル公告時に明らかにする。

- ① 運転管理業務
- ② 保守点検業務
- ③ 水質管理業務
- ④ 修繕業務
- ⑤ 膜交換及び膜薬品洗浄業務
- ⑥ 消耗品調達管理業務
- ⑦ 薬品調達管理業務
- ⑧ 電力調達管理業務
- ⑨ 熱水燃料等の調達管理業務
- ⑩ 発生土管理及び処分業務
- ⑪ 見学者対応業務
- ⑫ 植栽管理及び清掃業務
- ⑬ 池等清掃業務
- ⑭ 保安業務

⑮ 災害、事故及び緊急時対応業務

⑯ 事業終了時の引継ぎ業務

エ) 片浦地区の対象業務範囲の変更について

片浦地区の対象業務については、本市及び事業者との協議に基づき、業務期間中に業務範囲を変更する可能性があり、その場合は契約変更の対象とする。なお、業務範囲の変更に関する協議は、事業者が業務範囲の変更に対応するための十分な期間を考慮して実施する。

4) 管路維持管理範囲について

第2期における高田浄水場内の管路は維持管理対象とし、高田浄水場外の全ての管路は期間によらず維持管理対象外とする。ただし、運転管理業務や保守点検業務、修繕業務等に付随して発生するバルブ開閉作業等は事業者の業務範囲とする。

5) 事業期間終了時の対応

事業期間終了時の対応については、発注者及び事業者が、事業期間終了日の5年前に協議を始め、事業期間終了の3年前を目途に決定するものとする。発注者及び事業者が協議により合意した内容に基づき、引き継ぎ業務の詳細、事業期間終了後の事業者の責任等を定める。

4 対象施設

1) 整備対象施設の概要

ア) 高田浄水場

高田浄水場の基本諸元を表 1 に示す。

表 1 高田浄水場の基本諸元

項目	内容
施設名称	高田浄水場
計画一日最大給水量	44,000m ³ /日
公称能力（非常時給水量）	50,000m ³ /日
水源種別	表流水（二級河川酒匂川）
浄水処理方式	（既 設）粉末活性炭＋急速ろ過方式 （再整備）粉末活性炭＋膜ろ過方式
排水処理方式	（既 設）機械脱水方式 （再整備）機械脱水方式

イ) 計画水量

本事業において高田浄水場が処理すべき計画水量は表 2 のとおりとする。

計画平均浄水量は下表の計画一日平均給水量を基準として事業者の提案により設定する。

表 2 計画水量

項目	内容	計画一日最大給水量 に対する割合
計画一日最大給水量	44,000m ³ /日 【内訳】中河原系統：34,100m ³ /日 久野系統：9,900m ³ /日	100%
計画一日平均給水量	40,000m ³ /日 【内訳】中河原系統：31,000m ³ /日 久野系統：9,000m ³ /日	91%
計画一日最小給水量	35,000m ³ /日 【内訳】中河原系統：27,100m ³ /日 久野系統：7,900m ³ /日	80%
公称能力 (非常時給水量)	50,000m ³ /日 【内訳】中河原系統：31,000m ³ /日 久野系統：19,000m ³ /日 (久野系統には小峰系統への 送水量 10,000m ³ /日を含む)	114%
計画浄水量及び施設能力	浄水ロス等を考慮したうえで、提案による。なお、計画浄水量は計画一日最大給水量、施設能力は非常時給水量に対応した水量とする。	
水利権水量 (参考)	120,000m ³ /日 ※二級河川酒匂川表流水 ※神奈川県内広域水道企業団が水利占用の許可を受け、本市は上記水量の取水権利を有している。	

2) 整備内容

設計及び建設業務の対象施設は高田浄水場であり、整備対象施設を表 3 に示す。

既存施設のうち、建設業務完了後も継続して利用する施設は、表 4 に示すとおりであり、一部の施設は本事業において改修等を行う。

本事業で撤去する既存施設は、表 5 に示すとおりである。既存杭は整備対象施設の建設に支障となる範囲を引抜撤去することを基本とする。

表 3 整備対象施設

No	施設名	概要
1	着水井	原水を受ける着水井を設置する。
2	浄水施設	浄水処理に必要な施設を設置する。浄水処理を行ううえで必要となる膜ろ過施設以外の施設（前処理施設、後処理施設等）を含む。
3	排水処理施設	浄水施設で発生する排水及び排泥を貯留・濃縮するための施設を設置する。脱水方式は機械脱水方式とし、脱水施設は既存施設を継続利用する。
4	浄水池	浄水の貯留及び送水調整を行うための浄水池を設置する。送水ポンプ棟に隣接して配置する。
5	薬品注入設備	浄水処理及び排水処理に必要な薬品注入設備を設置する。
6	送水ポンプ設備	浄水池から中河原配水池及び久野配水池に送水するための送水ポンプ設備を設置する。
7	電気計装設備	受変電設備、動力設備、自家発電設備、計装設備、中央監視設備、太陽光発電設備を設置する。
8	場内配管	施設間の連絡管、浄水場敷地内における導水管（既設導水管分岐部から着水井まで）、浄水場敷地内における送水管（浄水池～既設送水管接続部まで）等を設置する。
9	管理棟	浄水場等の運転維持管理及び見学等の業務対応の機能を有する建屋を設置する。膜ろ過棟との合棟とすることを可とする。
10	膜ろ過棟	膜ろ過設備等を収容する建屋を設置する。管理棟との合棟とすることを可とする。
11	送水ポンプ棟	送水ポンプ設備、受変電設備、自家発電設備等を収容する建屋を設置する。浄水池に隣接して配置する。
12	応急給水施設	災害時の応急給水スペース、応援者受入スペースを整備し、給水車への応急給水設備を設置する。
13	場内整備	外構施設、給排水施設及び I T V 設備等を設置する。

表 4 継続利用施設

No	施設名	説明	改修整備・利用方針
1	新1号沈でん池	急速混和池、フロック形成池、沈でん池の各水槽	高濁度時の原水調整、粉末活性炭の接触時間確保及び水質事故時の後段浄水施設の汚染防止を目的とした活用を想定するが、具体の利用方法はこれらを踏まえて事業者の提案による。また、水面開口部に覆蓋を設置する。
2	薬注棟	粉末活性炭注入設備、次亜注入設備、苛性ソーダ注入設備、高塩基度 PAC 注入設備、希硫酸注入設備が設置されている建屋及び薬注設備の一部	建屋は継続利用とする。薬注設備は本事業で更新・撤去することを基本とする。なお、薬品貯蔵槽及び粉末活性炭注入設備は、事業者の責において継続利用することを妨げないが、運転維持管理業務における修繕等の対応は、整備対象施設と同等に扱うものとする。
3	汚泥処理脱水機室	旧脱水機設備が設置されている建屋	膜ろ過方式への切替えまで継続利用とする。ただし、事業者の負担にて継続使用することは妨げない。
4	脱水機棟	脱水機設備及びこれが設置されている建屋	継続利用とする。
5	既設管理棟	中央監視設備等が収容されている建屋	基本的に本事業では使用しないが、事業者提案による既設設備の利用方針によって継続利用する場合、その範囲については本事業において必要な改修整備を行う。
6	排水溜	浄水場排水及び雨水排水を一時的に貯留し、場外へ放流するための水量調整及びポンプ井機能を有する水槽	継続利用とする。機能上、必要となる設備は本事業で更新する。
7	水道局庁舎	水道局職員の執務室や料金センターが所在する建屋	継続利用とする。事業範囲外であるが、配電の対象とする。

表 5 撤去対象施設

No	施設名	撤去範囲
1	着水井	<p>躯体、設備類等を撤去する。基礎杭は整備対象施設の建設に支障となる範囲を引抜撤去し、残置する場合は現況地盤面から-1.5mまでを部分的に撤去する。</p>
2	旧1号沈でん池	
3	2号沈でん池	
4	急速ろ過池	
5	塩素混和池	
6	浄水池	
7	ポンプ井	
8	ポンプ室	
9	高架水槽	
10	排水池	
11	排泥池	
12	汚泥調整池	
13	公用車車庫棟	
14	変電所	<p>基礎版、設備類等を撤去する。基礎杭は整備対象施設の建設に支障となる範囲を引抜撤去し、残置する場合は現況地盤面から-1.5mまでを部分的に撤去する。</p>
15	緊急汚泥調整池	<p>構造物、付帯設備類等を撤去する。</p>
16	量水器等保管倉庫	<p>躯体、設備類等を撤去する。</p>
17	場内配管	<p>撤去対象施設に接続し、機能上不要となる連絡管を撤去する。撤去困難な範囲は充填処理等の必要な処置を講ずる。</p>
18	場内配線	<p>撤去対象施設に接続し、機能上不要となる配線、電路、ハンドホール等を撤去する。</p>
19	その他施設	<p>整備対象施設の建設に伴い支障となる又は建設業務完了後に不要となる外構施設等のその他施設を撤去する。なお、浄水場の機能上、必要なものについては代替施設の整備等を行う。</p>

3) 整備対象施設の立地条件等

ア) 工事区域及び運転維持管理区域

工事区域は別紙5に示す範囲のうち、工事期間における仮設施設の設置場所や資機材の置き場を含めた事業者が必要とする部分とする（一部区域外の場合内配管も含む）。ただし、別紙5に示す範囲で工事区域が不足する場合は、必要な用地を事業者の責任において調達する。用地の調達に際しては、本市と事業者の両方で協力して交渉する。また、運転維持管理区域は、別紙5に示す範囲のうち、要求水準書に示す運転維持管理業務を履行するために必要な部分とする。なお、これらの用地は本市の許可を得て無償で使用できる。

イ) 工事区域内における留意点

工事区域には利用中の構造物や配管等が埋設されている。また、高田浄水場が有する能力を確保しながらの工事となるため、工事の内容と手順については、本市と十分に協議し、既存施設の運転に支障を与えないものとする。

なお、工事期間中に現敷地内と同等数の車両駐車台数（駐車場及び車庫棟）を確保するものとする（詳細は要求水準書に記載する）。

ウ) 立地条件

高田浄水場の立地条件は表6に示すとおりである。

表 6 高田浄水場の立地条件

項目	高田浄水場
住所	小田原市高田 401
敷地面積	54,170.27 m ²
都市計画区域	区域内
市街化調整区域	—
用途地域	工業専用地域
防火地域	指定無し
その他の地区指定	建築基準法第 22 条区域、第 5 種高度地区
建ぺい率	60%
容積率	200%
騒音	指定無し
振動	指定無し
悪臭	指定無し
水質汚濁防止	特定施設（水道施設）
排水	汚水：小田原市公共下水道 その他：関口川へ放流
その他の規制	景観計画区域（一部、景観計画重点区域）
開発行為	該当無し

4) 運転維持管理対象施設

本事業の運転維持管理対象施設は表 7に示すとおりとする。

表 7 運転維持管理対象施設

施設名		住所
1. 高田浄水場	整備対象施設	小田原市高田 401
	継続利用施設	
2-1. 場外施設 中河原配水系統	飯泉取水ポンプ所	小田原市飯泉 884
	中河原配水池	小田原市上曾我 930
	下曾我加圧ポンプ所	小田原市曾我谷津 338
2-2. 場外施設 久野配水系統	久野配水池	小田原市久野 795
	新久野配水池	小田原市府川 280-2
	諏訪原配水池	小田原市久野 3664
2-3. 場外施設 小峰配水系統	第一水源地	小田原市清水新田 232
	中曾根補助水源地	小田原市中曾根 405
	第二水源地	小田原市蓮正寺 704
	小峰配水池	小田原市城山三丁目 818-6
	水之尾配水池	小田原市水之尾 35-15
	城南減圧水槽	小田原市十字四丁目 1065-9
	板橋加圧ポンプ所	小田原市板橋 563-12
2-4. 場外施設 片浦配水系統	石橋水源地	小田原市石橋 309-3
	米神水源地	小田原市米神 384-2
	根府川第一水源地	小田原市根府川 671-66
	根府川第二水源地	小田原市根府川 655-55
	根府川第三水源地	小田原市根府川 489-1
	根府川第一浄水場	小田原市根府川 660-60
	根府川第二浄水場	小田原市根府川 588-87
	石橋配水池	小田原市石橋 529-1
	米神配水池	小田原市米神 526-2
	根府川高区配水池	小田原市根府川 588-23
	根府川低区配水池	小田原市根府川 524-16
	江之浦配水池	小田原市江之浦 429-3
	根府川加圧ポンプ所	小田原市根府川 609-13

5 応募者の構成及び事業スキーム

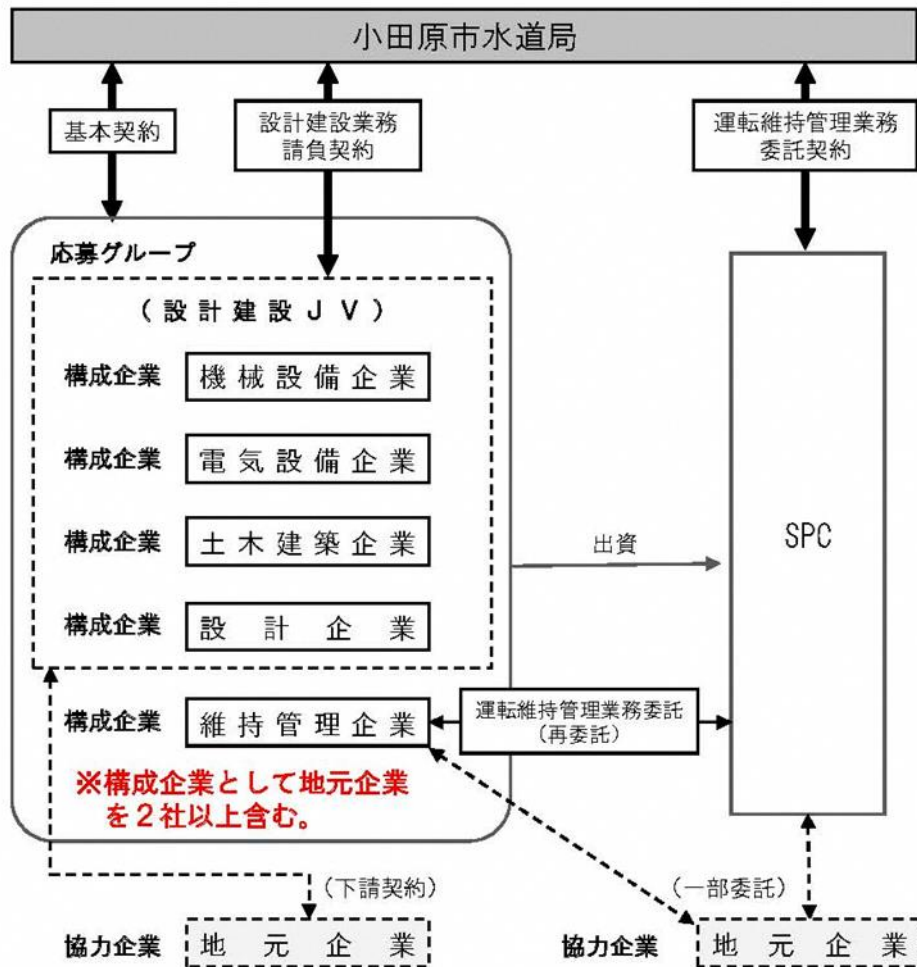
1) 応募者の構成等

- ア) 応募者は、複数の企業等により構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。応募者を構成する企業を「構成企業」とする。また、構成企業より業務を請負もしくは受託する企業を「協力企業」という。
- イ) 応募者は、設計企業、土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業、維持管理企業とする。なお、各企業に必要な資格要件は「6 応募者の備えるべき応募資格」による。
- ① 各工種における構成企業の企業数の上限は設けない。
 - ② 一応募グループの構成企業及び協力企業は他の応募グループの構成企業及び協力企業となることはできない。また、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が応募グループの構成企業及び協力企業となる場合は、その組合員の企業は他の応募グループの構成企業及び協力企業となることはできない。なお、事業契約締結後において、選定されなかった応募グループのうち、構成企業は本事業に携わることはできないが、協力企業はこの限りではない。
 - ③ 応募グループは、構成企業として小田原市内に本社又は本店を有する企業（以下、「地元企業」という。）を2社以上含むものとする。
 - ④ 応募グループは、参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の提出時に代表企業及びその他の構成企業の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。また、代表企業と各構成企業との間で業務等の分担又は出資に関する協定を締結していること。なお、構成企業となる地元企業が担う業務は、設計建設業務請負代金の10%以上とする。
 - ⑤ 応募グループは、本事業の一部を協力企業に発注する場合は、可能な限り地元企業を活用すること。なお、提案書提出時に地元企業への事業費配分額（予定額）について記載すること。
- ウ) 応募グループは構成員を代表する企業1社（以下、「代表企業」という。）を定め、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。なお、代表企業は、設計建設の事業期間を通じて本事業に専任し、設計から建設に至る工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。
- ① 代表企業の変更は、原則として認めない。
 - ② プロポーザル参加資格確認のための申請書類の提出後、参加の意思を表明した応募グループの構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由があると認められた場合、かつ、提案書類の提出前に限り、構成企業の変更を認めるものとする。
- エ) 構成企業は、「11.1 特別目的会社(SPC)の設立」に定めるSPC(Special Purpose Company)に出資し、必ずSPCの構成企業となるものとする。
- オ) 本施設の設計及び工事を行う企業は、本施設の設計及び工事を行う目的で共同事業体（以下、「設計建設JV」という。）を結成するものとする。なお、設計建設JVの組成方法は応募グループの提案とする。
- カ) 統括責任者は、発注者との統括的な連絡窓口となるが、設計建設期間における事業進捗

に応じて、発注者の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。

2) 事業スキーム例

本事業で想定する事業スキーム（例）を次図に示す。これを参考として、かつ1）に示す要件の範囲で本事業に効果的な事業スキームを構成すること。



※ 構成企業から応募グループ及び設計建設JVの代表企業を1社選定するものとする。

※ 設計建設JVの組成方法は事業者の提案とする。

6 応募者の備えるべき応募資格

1) 応募者の応募資格要件（共通）

- ア) 小田原市契約規則（昭和 39 年規則第 22 号）第 5 条の規定に該当する者であること。
- イ) 本事業に係る応募資格審査書類の提出期限の最終日（以下、「応募資格要件確認基準日」という。）から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- ウ) 本事業に係る応募資格要件確認基準日から基本協定締結日までの間において、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分、及び神奈川県からの指名停止処分を受けていないこと。
- エ) 本事業に係る営業種目において、令和 3・4 年度の小田原市競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録されているものであること。ただし、資格者名簿に未だ登録されていないが、参加表明書を提出した時点で、該当する営業種目において現に申し込み中であり、最優秀提案者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。
- オ) 直近 1 年間に国税及び地方税を滞納していないこと。
- カ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、若しくはその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

2) 設計企業に必要な資格要件

設計企業は次のア) からカ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- ア) 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく登録（登録部門は「上水道及び工業用水道」に限る）を受けているものであること。
- イ) 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ウ) 本市の資格者名簿において「コンサル」のうち「上水道及び工業用水道」に登録されていること。
- エ) 次の要件を満たす者を管理技術者、照査技術者及び担当技術者として配置できること。
なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務は認めない。
 - ① 管理技術者、担当技術者にあつては、技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を「上下水道部門」（選択科目を「上水道及び工業用水道」に限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
 - ② 照査技術者にあつては、技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を「総合技術監理部門」（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」に限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。

- ③ 応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
- オ) 上記エ)に掲げる者のほか、本業務を行うにあたって必要な人員及び資機材等を確保することができること。
- カ) 国内において、地方公共団体等^{*1}が発注する水道事業における浄水場（公称能力5,000m³/日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式）の詳細設計業務の完了実績があること。

^{*1} 企業団、企業庁、事務組合、簡易水道、専用水道等を含む

3) 土木建築企業に必要な資格要件

土木建築企業は、単独企業の場合は次のア) からカ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。なお、土木建築企業を複数の企業で構成する場合、カ) の要件については、少なくとも1社がその要件を満たせばよい。

- ア) 建設業法第3条第1項の規定により、土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事について特定建設業の許可を受けていること。
- イ) 本市の資格者名簿の「工事」のうち「土木一式」、「建築一式」及び「水道施設」に登録されていること。
- ウ) 土木一式工事、建築一式工事は、次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本事業現場に専任で配置できることとし、水道施設工事については、次の要件を満たす企業が実施するものとする。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。また、土木一式工事、建築一式工事の主任技術者又は監理技術者は、兼任することができる。

なお、事業契約締結後から土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事の施工開始前までの専任は求めない。

【土木一式工事】

- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

*同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

- a 1級建設機械施工技士
- b 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者
- c 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業土木」に限る）「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る）「水産部門」（選択科目を「水産土木」に限る）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

- ② 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（土木工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

【建築一式工事】

① 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

＊同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

a 建築士法による 1 級建築士の資格を有し、同法による登録を受けている者

b 建設業法第 15 条第 2 号ロ又はハに該当する者

② 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（建築工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

【水道施設工事】

水道施設工事のうち配管工事は、有資格者（(公社)日本水道協会の「配水管工技能講習会（講習会大口径管）」若しくは（一社）日本ダクタイル鉄管協会の「継手接合研修会（耐震管（呼び径 500 以上）」の受講を修了している技術者）を雇用している構成企業又は協力企業が施工を行うこと。

- エ) 本事業の施工にあたって、上記ウ) に掲げる者のほか、建設業法第 26 条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- オ) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査について、応募資格審査書類の受付を行う日から起算して 1 年 7 ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値（P 点）が土木一式工事、建築一式工事について 1,200 点以上、水道施設工事について 1,100 点以上であること。
- カ) 国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場（公称能力 5,000m³/日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）の建設工事の元請としての完成実績があること。

4) 機械設備企業に必要な資格要件

機械設備企業は、単独企業の場合は次のア) からカ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。なお、機械設備企業を複数の企業で構成する場合、カ) の要件については、少なくとも 1 社がその要件を満たせばよい。

- ア) 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、機械器具設置工事及び水道施設工事について特定建設業の許可を受けていること。
- イ) 本市の資格者名簿の「工事」のうち「機械器具設置」及び「水道施設」に登録されていること。
- ウ) 「監理技術者資格者証（機械器具設置工事又は水道施設工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有する者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

なお、事業契約締結後から機械器具設置工事及び水道施設工事の施工開始前までの専任は求めない。

- エ) 本事業の施工にあたって、上記ウ) に掲げる者のほか、建設業法第 26 条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- オ) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査について、応募資格審査書類の受付を行う日から起算して 1 年 7 ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値 (P 点) が機械器具設置工事及び水道施設工事について 1, 100 点以上であること。
- カ) 国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場 (公称能力 5, 000m³/日以上) の表流水を原水とする膜ろ過方式) の機械器具設置工事の完成実績があること。

5) 電気設備企業に必要な資格要件

電気設備企業は、単独企業の場合は次のア) からカ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。なお、電気設備企業を複数の企業で構成する場合、カ) の要件については、少なくとも 1 社がその要件を満たせばよい。

- ア) 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、電気工事について特定建設業の許可を受けていること。
- イ) 本市の資格者名簿の「工事」のうち「電気」に登録されていること。
- ウ) 「監理技術者資格者証 (電気工事)」及び「監理技術者講習修了証」を有する者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。また、機械設備企業が電気設備企業を兼ねる場合、機械器具設置工事及び電気工事の主任技術者又は監理技術者は、兼任することができる。
なお、事業契約締結後から電気工事の施工開始前までの専任は求めない。
- エ) 本事業の施工にあたって、上記ウ) に掲げる者のほか、建設業法第 26 条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- オ) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査について、応募資格審査書類の受付を行う日から起算して 1 年 7 ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値 (P 点) が電気工事について 1, 100 点以上であること。
- カ) 国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場 (公称能力 5, 000m³/日以上) の表流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式) の電気工事 (中央監視・計装設備を含む一式) の完成実績があること。

6) 維持管理企業

維持管理企業は、単独企業の場合は次のア) からウ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。なお、維持管理企業を複数の企業で構成する場合、イ) 及びウ) の要件については、少なくとも 1 社がその要件を満たせばよい。

- ア) 本市の資格者名簿の「一般委託」に登録されていること。

- イ) 国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場（公称能力 5,000m³/日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）で 24 時間連続して運転監視する運転管理業務の完了実績があること。
- ウ) 水道技術管理者（水道法第 19 条に定めるものをいう。）の資格を有する者を受託水道業務技術管理者として SPC に配置できること。

7) 地元企業に必要な資格要件

構成企業として応募グループに参加する地元企業は次のア) からカ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- ア) 設計企業となる場合は、6 応募者の備えるべき応募資格 2) の要件をすべて満たす者であること。
- イ) 土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業の構成企業となる場合は、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ウ) 本市の資格者名簿の「工事」のうち担当する工種に登録されており、建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査において、担当する工種の総合評定値が下表の点数以上であること。

土木建築企業			機械設備企業	電気設備企業
土木一式工事	建築一式工事	水道施設工事	機械器具設置工事 及び水道施設工事	電気工事
740	740	700	700	740

維持管理企業の構成企業となる場合は、本市の資格者名簿の「一般委託」に登録されていること。

- エ) 国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を配置すること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。なお、専任が必要となる工事の場合であっても事業契約締結後から分担する工事の施工開始前の期間及び施工完了以降の期間の専任は求めない。
- オ) 土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業の構成企業となる場合は、募集要項の公表日現在、本市内に建設業法第 3 条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店に限る）を有すること。
- カ) 設計企業、維持管理企業の構成企業となる場合は、募集要項の公表日現在、本市内に本社又は本店を有すること。

8) 応募者の制限

以下のいずれかに該当する者は、構成企業及び協力企業なることはできない。

- ア) 高田浄水場再整備事業推進委員会（以下、「推進委員会」という。）の委員と資本金又は

人事面において関連がある者。

- イ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている者と資本面又は人事面において関連がある者。「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える議決権を有し又はその出資の総額の100分の20を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている者は以下のとおりである。

- ・株式会社 NJS（本社所在地：東京都港区芝浦 1-1-1）
- ・岩本法律事務所

9) 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間、「6. 1) 応募者の備えるべき応募資格」に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

ア) 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。

イ) 構成企業が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

7 事業者の募集及び選定の手順及び日程

本事業に係る事業者の募集及び選定にあたっては、次の手順及び日程で行うことを予定している（日程は都合により変更する場合がある）。

実施事項	日 程
実施方針の公表	令和3年3月1日
現地見学会の実施	令和3年3月26日
実施方針に関する質問及び意見等の受付	実施方針の公表日から 令和3年4月9日まで
実施方針に関する質問及び意見等への回答公表	令和3年5月10日
プロポーザル公告（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計建設業務請負契約書（案）及び運転維持管理業務委託契約書（案）を以下「募集要項等」という。）の公表	令和3年7月頃
募集要項等に関する説明会	令和3年7月頃
募集要項等に関する質問の受付	募集要項等の公表日から 令和3年8月頃
募集要項等に関する質問への回答公表	令和3年9月頃
参加表明書等の受付締切	令和3年9月頃
参加資格確認結果の通知	令和3年10月頃
現地調査の実施	令和3年10月頃
技術対話の実施	令和3年11月頃
提案書類の受付	令和4年1月頃
プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	令和4年3月頃
事業者の選定	令和4年3月頃
基本協定の締結	令和4年4月頃
事業契約の締結	令和4年6月頃

8 プロポーザル応募に関する留意事項

1) 募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及びその他資料の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位

は円、時刻は日本標準時とする。

4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本市が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

なお、本市に提出された資料は、本市情報公開条例に基づき、公開することができる。ただし、その範囲は応募者へ事前に確認する。

5) 募集要項の承諾

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

7) 提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

ア) 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類

イ) 事業名及び見積金額のない書類

ウ) 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類

エ) 事業名に誤りのある書類

オ) 見積金額の記載が不明瞭な書類

カ) 見積金額を訂正した書類

キ) 一つの応募について同一の者が二以上の提案を行った書類

ク) 提案書類の受付期間締切までに本市担当窓口に到達しなかった書類

ケ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類

コ) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

9) 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、「9 事業者の選定方法」に示す手順に基づき、応募者の審査を行い、優先交渉権者として選定することの可否を決定する。

10) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

9 事業者の選定方法

1) 応募資格の審査

ア) 応募資格審査書類の審査

本市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

イ) 応募資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

ウ) 応募資格審査結果の通知

本市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

2) 提案書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

3) 提案価格・基礎審査

ア) 提案価格審査

本市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

イ) 基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

ウ) 結果の通知

本市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

4) 推進委員会

事業者の選定にあたり、本市は推進委員会を設置する。推進委員会は、提案内容審査における募集要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における次の5)～9)に示す事項を実施する。

5) プレゼンテーションの実施

提案価格の審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

6) 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。
詳細については、公告時に明らかにする。

7) 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち、特定の項目で評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。特定の項目は、公告時に明らかにする。

これらも同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

8) 優先交渉権者の決定

本市は、推進委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合においても、事業者の選定方法の手順に従い優先交渉権者を決定する。

9) 審査結果の通知及び公表

本市は、推進委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、本市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

10 契約に関する事項

1) 契約の条件

優先交渉権者と本市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

本事業に係る令和4年度の水道事業予算において、この契約に係る予算が措置されなかった場合には契約を行わない。この場合、プロポーザル応募に要したすべての費用について本市に請求することができず、応募者の負担となる。

2) 契約の解除

優先交渉権者が6.9)「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、本市は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、6.9)イ)「構成企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を本市が認めた場合は、この限りではない。

1 1 契約の枠組み

1) 特別目的会社（SPC）の設立

優先交渉権者は、運転維持管理業務を実施するため、運転維持管理委託における業務の準備を開始するまでに、運転維持管理業務を実施する事業者である SPC（Special Purpose Company）として、会社法に定める株式会社を設立する。SPC の登記上の本店所在地は、本市とする。応募者の構成企業以外からの出資は認めない。代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。構成企業の株式保有割合は、自由とする。

なお、SPC の株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に本市の承諾を得なければならない。

2) 事業契約の締結

本市は、基本協定の規定に基づき事業者と基本契約を締結する。

本市は、基本契約の規定に基づき、施設の工事を行うために結成する設計・建設の J V と本事業にかかる設計建設業務請負契約を締結する。

さらに、本市は、基本契約に基づき、対象施設の運転維持管理に関し、選定された応募者の構成企業と本事業に係る運転維持管理業務委託契約を締結する。ただし、本事業の運転維持管理業務を実施するための SPC が設立された時点で、契約内容を SPC へ引き継がせる。

基本契約、設計建設業務請負契約及び運転維持管理業務委託契約の 3 つの契約をまとめて、事業契約という。

1 2 対価の支払い

1) 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項 目		該当する業務	備 考
設計	調査費	調査業務	
	設計費	基本設計及び詳細設計業務 各種申請等の補助業務	
工事	工事費	工事業務	
		各種許認可等の申請業務	
		各種調査業務	
		補助金申請書等作成補助業務	
運転維持管理	運転維持管理費	運転維持管理業務	

2) 費用の調達

設計・工事等に要する費用は、本市が調達するものとする。

3) 費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、各年度の出来高に応じて支払う。

4) 建設工事で予定している財源内訳

ア) 財源の構成

建設工事における本市の財源は次のとおりである。

$$\text{『事業費} = \text{自己資金} + \text{企業債} + \text{補助金等』}$$

イ) 財源の内訳

事業費から自己資金及び補助金等を除いた残りは全て企業債とする。

5) 運転維持管理業務で予定している財源内訳

ア) 財源の構成

運転維持管理業務における本市の財源は次のとおりである。

$$\text{『事業費} = \text{自己資金』}$$

1.3 本市と事業者の責任分担

1) 基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がそのすべて又は一部を負うこととする。

2) 予想されるリスクと責任分担

本事業で予想されるリスクについて、本市と事業者の分担概略を表 8 から表 11 に示す。なお、詳細については、今後公表予定の事業契約書（案）に規定することとし、最終的に事業契約書で明文化する。

表 8 リスク分担表（案） 1/4：共通事項（1）（凡例 ●：主、▲：従）

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
					発注者	受注者
共通	入札・契約	入札手続き	1	募集要項、要求水準書等の記載内容の変更、誤記及び提示漏れによるもの	●	
		契約手続き	2	発注者の帰責事由による契約締結の遅延、中止	●	
			3	受注者の帰責事由による契約締結の遅延、中止		●
		終了手続き	4	契約終了手続きに伴う、諸費用の発生及び事業会社の清算手続きに関するもの		●
	制度関連	政治	5	事業予算、債務負担行為、契約締結などの議決に関するもの	●	
			6	事業の中断・変更に関するもの	●	
		法制度	7	本事業に直接の影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの	●	
			8	上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの		●
		許認可	9	発注者が取得する許認可等の取得遅延	●	
			10	受注者が取得する許認可等の取得遅延であって、受注者の事由によらないもの	●	
			11	受注者が取得する許認可等の取得遅延であって、受注者の事由によるもの		●
		行政指導	12	受注者の帰責事由による行政指導に伴う事業の変更・遅延に関するもの		●
			13	上記以外の事由による行政指導に伴う事業の変更・遅延に関するもの	●	
		税制変更	14	消費税などの本事業に直接の影響を及ぼす税制度の新設・変更によるもの	●	
			15	法人事業税、法人住民税などの受注者の利益に関する税制度の新設・変更によるもの		●
		社会	第三者賠償	16	受注者の帰責事由による第三者賠償等に関するもの	
	17			上記以外の事由による第三者賠償等に関するもの	●	
	住民対応		18	本事業の実施そのものに関する地元合意形成等に関するもの	●	
			19	受注者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）に関する地元合意形成等であって、受注者の帰責事由によらないもの	●	
	環境問題		20	受注者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）に関する地元合意形成等であって、受注者の帰責事由によるもの		●
			21	受注者の提案内容、業務に起因する環境問題に関するもの		●
	22	上記以外の事由による環境問題に関するもの	●			
	業務	受注者の発注する業務	23	受注者が発注する契約の管理・内容変更等に関するもの		●
		想定外業務	24	第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）により、事業変更・施設運転停止・事業継続が困難となる場合	●	▲※1
	安全	事故災害	25	受注者の帰責事由による事故災害に関するもの		●
			26	上記以外の事由による事故災害に関するもの	●	
		安全確保	27	受注者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）における安全性の確保		●
			28	整備施設の不備又は運転維持管理における善管注意義務違反等による見学者の損傷		●
			29	場内既存施設の不備による見学者の損傷	●※2	
	30	場内既存施設のうち、受注者が改造又は改修した範囲の不備による見学者の損傷		●※2		

表 9 リスク分担表（案） 2/4：共通事項（2）（凡例 ●：主、▲：従）

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
					発注者	受注者
共通	労務	教育・研修	31	関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保		●
		ハラスメント行為	32	受注者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下		●
		不正犯罪	33	受注者の従業員の不誠実行為等による業務停止、契約解除		●
		情報漏洩	34	受注者の従業員による情報の漏洩		●
	35		発注者の帰責事由による受注者の従業員個人情報の漏洩	●		
	資金	物価変動	36	本事業に係るインフレ・デフレ（物価変動）に関する費用の増減	●	▲※3
		保険	37	受注者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）の各段階のリスクをカバーする保険に関するもの		●
		補助金受給・起債	38	補助金受給の遅延、補助金の削減、受給不能及び起債に関するもの	●	
	変更・中断	計画変更	39	発注者の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	●	
		事業の中断	40	発注者の帰責事由による事業の中断に関するもの	●	
			41	受注者の帰責事由による事業の中断に関するもの（受注者の経営破綻又は受注者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合）		●
		契約不履行	42	受注者の帰責事由による契約不履行に関するもの（受注者の整備した施設・設備の性能不足、受注者の運転維持管理・運営の不備）		●
			43	上記以外の事由による契約不履行に関するもの	●	
	不可抗力	44	本事業に係る戦争、暴動、天災（風水害、地震、噴火等）他、発注者及び受注者の双方の責めに帰すことのできない事由等	●	▲※3	

※1 受注者の善管注意義務違反や業務不履行等によるもの

※2 旧脱水機施設、脱水機施設、新1号沈でん池土木構造物、薬注棟建築物、既存外構施設を対象

※3 一定の割合を超える費用負担は官、それ以外は民が負担とし、その割合は設計建設工事請負契約書（案）及び運転維持管理業務委託契約書（案）において定める

表 10 リスク分担表（案） 3/4：調査・設計・工事（凡例 ●：主、▲：従）

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
調査・設計	調査	45	発注者が実施した測量・地質調査に関するもの	●	
		46	埋蔵文化財の存在に関するもの	●	
		47	上記以外の測量・地質調査に関するもの		●
	設計	48	発注者の帰責事由（提示条件の大幅な変更等）による設計の完了遅延・設計費の増大	●	
		49	受注者の帰責事由（提案の不備、設計の不備、事業者の事由による履行遅れ等）による設計の完了遅延・設計費の増大		●
工事	用地	50	事業用地の確保に関するもの	●	
		51	事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保		●
		52	土壌汚染、地中障害物（残置廃棄物、不発弾等）、既存資料（地下埋設物、撤去対象施設等）及び現地で把握あるいは予見が不可能な地下埋設物に関するもの	●	
		53	既存資料及び現地で把握あるいは予見が可能な地下埋設物及び撤去対象施設に関するもの		●
		54	受注者の帰責事由による工事の遅延		●
	工事遅延	55	上記以外の事由による工事の遅延	●	
		工事費増大	56	発注者の帰責事由による工事費の増大	●
	57		予見が困難な地下埋設物等の移設等に伴う工事費の増大	●	
	58		上記以外の事由による工事費の増大		●
	59		発注者が実施する工事監理に関するもの	●	
	工事監理・工事管理	60	受注者が実施する工事監理に関するもの		●
		61	工事の現場管理に関するもの		●
		引渡前損害	62	施設、工事材料又は建設機械器具等について生じた不可抗力による施設の引渡前損害	●
	63		上記以外の事由による引渡前損害		●
	施設の契約不適合責任	64	施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間中）		●※2
65		施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間後）	●※2		

※1 一定の割合を超える費用負担は官、それ以外は民が負担とし、その割合は設計建設工事請負契約書（案）において定める

※2 契約不適合責任期間は設計建設工事請負契約書（案）において定める

表 1 1 リスク分担表 (案) 4/4: 運転維持管理 (凡例 ●: 主、▲: 従)

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		
					発注者	受注者	
運転維持管理	水量・水質	要求水質・水量の未達成	66	発注者の不適切な指示 (判断) に関するもの	●		
			67	設定した原水水質の超過により、施設の性能上、要求浄水水質を満足できない場合	●		
			68	原水水質の急変 (実績等から予見できないもの) により、施設の処理能力を超えた場合	●		
			69	事業範囲外の管路施設に起因する水量変動、水質異常 (漏水等)	●		
			70	受注者の事由によらない浄水場における原水水量不足 (渴水等)	●		
			71	受注者の帰責事由による要求水質・水量の未達成に関するもの		●	
		原水水質事故	72	原水水質事故等における発注者の情報提供・判断・指示の遅れに関するもの	●		
			73	原水水質事故等における受注者の初動対応 (発注者への連絡・報告、状況調査、緊急処置等) の遅れに関するもの		●	
		施設	施設性能 (整備施設)	74	施設の契約不適合によるもの (契約不適合責任期間中)		●※1
				75	施設の契約不適合によるもの (契約不適合責任期間後)	●※1	
	76			受注者が実施する機器等更新について、受注者の帰責事由により不具合が発生した場合		●	
	施設性能 (場内継続利用施設)		77	既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの	●※2		
			78	受注者の帰責事由による性能不足に関するもの (提案内容に基づく改造や改修、運転維持管理に起因するもの)		●※2	
	施設性能 (場外施設)		79	既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの	●		
			80	受注者の帰責事由による性能不足に関するもの (運転維持管理に起因するもの)		●	
	施設の損傷		81	受注者の帰責事由による施設の損傷に関するもの		●	
			82	上記以外の事由による施設の損傷に関するもの	●		
	通信システムの障害復旧、安全対策		83	発注者が使用するOA機器等、発注者の帰責事由によるもの	●		
			84	受注者が使用するOA機器等、受注者の帰責事由によるもの		●	
	運転維持管理費の増大			85	発注者の事由による事業内容・用途の変更に起因する運転維持管理費の増大	●	
				86	計画水量を超過したことによる運転維持管理費の増大	●	
				87	設定した原水水質の超過により、施設の性能上、要求浄水水質を満足できない場合における運転維持管理費の増大	●	
		88		原水の濁度、色度、臭気の恒常的な水質変化による薬品費の増大	●		
		89		既存施設の劣化、経年化等による運転維持管理費の増大	●		
		90		受注者の帰責事由による運転維持管理費の増大		●	
	業務引継ぎ		91	事業終了時の業務引継ぎの不備		●	
事業終了時の施設の状況		92	事業終了時の施設状況の要求水準の未達成		●		

※1 契約不適合責任期間は設計建設工事請負契約書 (案) において定める

※2 旧脱水機施設、脱水機施設、新1号沈んでん池土木構造物、薬注棟建築物、浄水管理棟、既存外構施設を対象

1.4 事業実施水準の確保

1) 対象業務におけるサービスの水準

事業者は、事業期間中に本市が満足する内容のサービスを提供することが求められる。浄水の水質、本事業の対象となる施設に要求する性能及び維持管理に要求するサービスの水準は、今後公表する募集要項等において示すものとする。

2) 本市による事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が提供する業務内容の確認及び事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。

ア) モニタリングの内容

① 設計及び工事段階

本市は、事業者が行う設計業務及び工事業務等が本市の定める要求水準に適合するものであるか確認を行う。

事業者が実施する設計業務及び工事業務等の水準が本市で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の改善を求める。事業者は本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

詳細なモニタリングの方法及び内容等については、募集要項等において明らかにする。

② 運転維持管理段階

本市は、事業者が行う運転維持管理業務について定期的に確認を行うとともに、事業者の財務状況についても確認する。

事業者の実施する運転維持管理業務の水準が本市で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、運転維持管理業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。事業者は、本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

また、事業者が提出する財務諸表をもとに本事業を円滑に推進しうる財務状況であるかを確認する。なお、詳細なモニタリングの方法、内容及びサービスの対価の減額基準等については、募集要項等において明らかにする。

イ) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、本市が実施するモニタリングに係る費用は本市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

1 5 実施方針に関する質問の受付等

1) 現地見学会

実施方針に関する説明会は、下記の要領で行う。

日時	令和3年3月26日(金) 午後2時～午後4時
集合場所	高田浄水場 水道局庁舎2階 第2・3会議室
対象施設	高田浄水場
受付期間	実施方針の公表から令和3年3月18日(木)午後5時まで
受付方法	上記受付期間に、電子メールによる申込のみを受け付ける。 なお、電子メール送信後、令和3年3月19日(金)午後5時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
申込書の様式	実施方針(様式1)を用いて、申込書を添付ファイルとして電子メールにて、下記アドレス宛に送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【(□□) 高田浄水場再整備事業における現地見学会参加申込】とすること。ただし、『□□』は参加者の企業名とする。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	1 5. 3)に記載の担当窓口
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> a. 見学会参加者は、本事業に応募を検討する企業とする。 b. 参加人数は、1企業2名までとする。 c. 参加申込状況によっては、参加人数の制限及び時刻の変更を行うことがある。 d. 本市職員による現地案内を行うが、本見学会では質疑応答の機会を設けない。 e. 参加者は安全帽又はヘルメットを着用し、安全に配慮すること。

2) 質問の受付・回答

ア) 質問の受付

実施方針に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	実施方針の公表から令和3年4月9日（金）午後5時まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、令和3年4月12日（月）午後5時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	実施方針（様式2）「実施方針に関する質問書」に記入のうえ、添付ファイル（Excel形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【(□□) 高田浄水場再整備事業における実施方針に関する質問】とすること。ただし、『□□』は質問者の企業名とする。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	15. 3) に記載の担当窓口
注意事項	a. 質問者は、本事業に応募を検討する企業とする。

イ) 質問の回答

質問に対する回答については、下記要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

公表日（予定）	令和3年5月10日（月）
公表の方法	小田原市ホームページに質問回答を掲載

3) 問い合わせ、各書類提出先

問合せ等の窓口は、以下のとおりとする。

神奈川県小田原市高田 401

小田原市水道局 工務課 施設再整備係（担当：中野、小島）

T E L : 0465-41-1225

F A X : 0465-41-1239

電子メール：ko-shisetsu@city.odawara.kanagawa.jp

※電子メールでのお問い合わせについては、宛先に「高田浄水場再整備事業について」と入れてください。

1 6 その他

1) その他詳細については、募集要項等で明らかにする。なお、募集要項等は、本市ホームページにおいて公表する予定である。

2) 公道内における現地確認を行う場合は、近隣住民等の第三者へ迷惑が掛からないように十分配慮すること。万が一、第三者との間でトラブルが生じたとしても、本市はその責を負わない。

実施方針に関する現地見学会参加申込書

小田原市水道事業 小田原市長 守屋 輝彦 様

申 込 者	商号又は名称	
	所在地	
	所属部署	
	担当者名	
	電話	
	Emailアドレス	

「高田浄水場再整備事業」に関する現地見学会に以下のとおり申し込みます。

参加者氏名	所属部署名

※現地見学会の参加者は各社2名までとして下さい。

(注) Microsoft Office Excelのファイル形式で提出してください。

実施方針に関する質問書

提出者情報	商号又は名称		<記載要領> ・質問は1行につき1問とすること。 ・質問数に応じて行を追加して使用すること。 ・行の幅（高さ）は変更してもよい。 ・列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。 ・エクセル以外での提出は認めない。 ・ファイル名は「会社名_実施方針に関する質問書」とすること。
	所属部署		
	担当者名		
	電話		
	Emailアドレス		

見出し符号						項目名	内容
No	頁	章	節	項目			
記入例	2	1	2)	ア)	①	2) 整備内容について	△△について◎◎という理解で宜しいでしょうか。
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							